

土庄町農業委員会会議録

令和5年7月20日

出席委員

岡本 孝幸	中黒 哲也	森田 嗣洋	平岡 久義	三村 康
佐伯 孝夫	下地 芳文	田中 保久	森 和志	石井 正樹
榎木 通廣	中野 博喜	小畑 良弘		

欠席委員

事務局

事務局 堂山 真由美

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 2F 会議室 1

(議 長)

ただいまから、7月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として6議案あります。議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます、中黒委員、森田委員よろしく申し上げます。

それでは議案第1号「農地の権利移動承認について」の審議に入ります。事務局からご説明いたします。

(事務局)

議案書、ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

まず、議案第1号第9番について、担当の私より説明いたします。

(濱中委員)

申請番号9番についてご説明いたします。譲渡人は県外に在住しており、休みに時々帰省はしておりますが、農地を管理する等のことは行っていません。譲受人は、初めて農地を取得され野菜を栽培されるそうです。特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号9番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

(三村委員)

譲受人の方は移住者ですか。

(濱中委員)

こちらで住んでおり、移住者ではございません。

(議 長)

他に質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第9番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第9番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号10番について、担当の田中委員よりご説明をお願いします。

(田中委員)

申請番号10番についてご説明いたします。この案件については、5月に出た申請の関連となります。譲受人は長くいちごを栽培されております。譲渡人はホームに入っているため、息子さんと電話で経緯を確認しました。譲受人から譲渡人へ農地を貸してほしいと依頼があったが、農地の管理ができないため無償で譲渡することになったそうです。予定ではハウスによるブドウ栽培とのことです。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 10 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくお願ひします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 10 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 10 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 11 番について、担当の榎木委員よりご説明をお願いします。

(榎木委員)

申請番号 11 番についてご説明いたします。以前より譲受人が農地を管理しておりました。譲受人が所有している農地の隣接地でもあるため、特に問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 11 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくお願ひします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 1 号第 11 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 11 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 2 号「農地の転用承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 4 番について、担当の私より説明いたします。

(濱中委員)

申請番号 4 番について説明します。現在は、畑地ではなく駐車場として利用されています。

譲渡人と譲受人は、実の母と子の関係にあります。普通車の車庫証明取得のために改めて 5 条申請となったものです。特に問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

(議 長)

説明のありました 4 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしく申し上げます。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 4 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 4 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 5 番について、担当の岡本委員よりご説明をお願いします。

(岡本委員)

申請番号 5 番についてご説明いたします。譲受人は住宅と倉庫を建てて、法人へ貸借する案件となります。譲渡人は、土庄町が住所になっていますが、1 年のうちの半分は高松で生活しているそうです。自身が高齢で大病もし農地の管理ができないため、手放すこととなったそうです。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 5 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 5 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 5 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 3 号「農用地利用集積計画（中間管理）の承認について」ですが、申

請番号 10 番が私の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条 1 項に農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますことから、この議案に関して一時退出いたします。

申請番号 10 番の案件については、職務代理者の三村委員へ進行をお願いします。

(濱中委員退室)

(三村委員)

それでは会長に代わりまして私が進行いたします。説明を事務局よりお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(三村委員)

ありがとうございました。それでは申請番号 10 番の案件について、担当の石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

申請番号 10 番についてご説明します。農地機構の浜専門員と現地の確認に行ってきました。今まで利用権を設定していなかったため、今回農地機構を介して利用権を設定することとなりました。現地は、野菜やオリーブが植わっており、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(三村委員)

ありがとうございました。農地機構の浜専門員補足がありましたらお願いします。

(浜専門員)

以前から申請農地は利用されておりました。土地の所有者については、私が確認に参りまして皆様より「どうぞ利用してください」との回答をいただきました。特に問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

(三村委員)

ありがとうございました。10番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたらよろしく願いいたします。

(三村委員)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第10番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(三村委員)

議案第3号第10番について、原案のとおりご承認いただきました。濱中会長へ進行をお戻しします。

(濱中委員入室)

(議長)

それでは申請番号11番の案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

申請番号 11 番について、担当の石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

申請番号 11 番についてご説明いたします。現在この 2 筆は草が生え荒れている状態です。ここを開いて柑橘類を栽培されるそうです。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議 長)

ありがとうございます。ただいまの申請番号 11 番の案件について、質疑等何かありましたらよろしくをお願いします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号第 11 番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 11 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして議案第 4 号「非農地証明願承認について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 4 号第 6 番について、担当の中黒委員よりご説明をお願いします。

(中黒委員)

申請番号 6 番について説明します。私が農業委員を担当した当時からの辺りは山林化しておりました。所有者の方に確認したところ、嫁に来たときは梅の木があり収穫していた記憶があるが、もう随分前から山林化しているとのことでした。特に問題ないと思われま
すので、よろしくをお願いします。

(議 長)

説明のありました 6 番の案件について質疑に入りたいと思います。何かございましたら
よろしくお願ひいたします。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 4 号第 6 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 4 号第 6 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして申請番号 7 番について、担当の私より説明いたします。

(濱中委員)

申請番号 7 番についてですが、所有者は県外に在住しております。私が知る限りこの方

のお父様が60年前に耕作しておりましたが、お父様が亡くなられてからは耕作しておりません。航空写真でも分かるように山林化しております。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

申請番号7番の案件について、質疑等何かありましたらよろしく申し上げます。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第7番の案件につきまして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第7番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして追加議案第1号「認定農業者の再認定について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議 長)

説明のありました案件について何かございましたらよろしく願いいたします。

(議 長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

追加議案第1号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

追加議案第1号について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして追加議案第2号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書、審査書を基に説明。

(議長)

説明のありました案件について何かございましたらよろしくをお願いいたします。

(議長)

質疑が無いようですので、決議に移ります。

追加議案第2号について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

追加議案第2号について、原案のとおりご承認いただきました。

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時45分

議事録署名人 議長 濱中 紀仁

議事録署名人 中黒 哲也

議事録署名人 森田 嗣洋